

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

事務次長の職務権限規程

2022 年 5 月 19 日 制定

2023 年 3 月 9 日 改正

（目的）

第 1 条 この規程は、公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）の定款第 22 条第 2 項の規定に基づき、事務次長の職務権限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条 事務次長の所掌事務は、次の表に定めるとおりとする。

担当	所掌事務
小林 一美 事務次長	総務部、財務部、企画調整部、広報国際部、整備部、交通対策室の事務に関する事。
佐藤 速水 事務次長	運営部、出展部、植物コンペティション部の事務に関する事。

ただし、重要事項及び各部・室にまたがる事項については、上記の規定にかかわらず、相互に連携するものとする。

（細則）

第 3 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により定める。

（改廃）

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2022 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、2023 年 3 月 9 日から施行する。